

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく

## 低燃費車の導入義務が強化されました

○導入割合を「40%以上」から「50%以上」に引き上げました

○低燃費車の基準を変更しました

### 埼玉県の自動車地球温暖化対策

埼玉県地球温暖化対策推進条例では、自動車<sup>\*</sup>を30台以上使用する事業者に「自動車地球温暖化対策計画」の作成を求めています。

さらに、**200台以上**の自動車<sup>\*</sup>を使用する事業者には、低燃費車の導入義務が課されています。 ※普通自動車、小型自動車対象です。軽自動車・二輪車・特殊自動車（0、9ナンバー）は対象外です。

令和7年4月1日から、この**低燃費車導入義務が強化**されました。

### 強化の内容

○導入割合を「40%以上」から「50%以上」に引き上げました。

令和6年度までは…

令和**6年度末**時点で、低燃費車の割合が**40%以上**になるように計画し、導入する。

↓

令和7年度からは…

令和**11年度末**時点で、低燃費車の割合が**50%以上**になるように計画し、導入する。

○低燃費車の基準を変更しました。

令和6年度までの基準では低燃費車とされていた**一部の自動車**が、**令和7年度からは低燃費車でなくなります**のでご注意ください。

(例)「平成27年度燃費基準」・「平成27年度燃費基準10%以上達成車」が低燃費車でなくなります。

(例)ガソリン・ディーゼル乗用車（3.5t以下）

「令和2年度燃費基準達成車」が「令和2年度燃費基準20%以上達成車」に強化されます。単なる「令和2年度燃費基準達成車」は低燃費車でなくなります。

◇詳細は埼玉県ホームページでご確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/jidousya-ontai/keikaku-sakusei.html>

お問い合わせは…	埼玉県大気環境課総務・自動車対策担当	TEL 048-830-3064
	中央環境管理事務所（さいたま市）	TEL 048-822-5199
	西部環境管理事務所（川越市）	TEL 049-244-1250
	東松山環境管理事務所（東松山市）	TEL 0493-23-4050
	秩父環境管理事務所（秩父市）	TEL 0494-23-1511
	北部環境管理事務所（熊谷市）	TEL 048-523-2800
	越谷環境管理事務所（越谷市）	TEL 048-966-2311
	東部環境管理事務所（杉戸町）	TEL 0480-34-4011

(2025年4月)